

◆第8回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成24年3月23日（金）午後2時00分

場所：佐久市研修センター 会議室1

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題

(1) 佐久市水資源保全条例（仮称）素案について

事務局より資料説明

委員長

「今までは、基本理念部分に『事業者の経済活動との調和に配慮する』と明記されていましたが、本条例は規制を主に考えた条例であり、表現については、規制と調和ということで矛盾してしまう恐れがあることから、事務局より削除の提案がされております。委員の皆さんいかがでしょうか？」

副委員長

「事務局提案のとおり、条例の中では矛盾する表現として誤解されてしまう可能性もあるので、記述から外した方がいいかと思います。

ただ、規制と活用（調和）の関係については切っても切れない問題であると考えます。コンセプトとしては、地域の水資源を循環させ、うまく利用する、という考え方でいいのではないのでしょうか？要するに、蓄えながら上手に使っていくということです。もちろん大量な取水は多くの影響を与えますので、これは考えなければいけない内容ですが、水は循環する性質を持っていますので、利活用も大切である、という事を共通の認識として持つておく必要があります。」

委員了承

委員

「市内で地下水を採取している業者のうち、最大でどのくらいの量をくみ上げていますか？」

事務局

「以前、公園緑地課で調査を実施いたしましたが、その結果では、日量 450 m³ということで伺っております。」

委員長

「運用については例規などで整備せず、内規等で対応するかたちで考えていますか？」

事務局

「内規において対応を予定しています。ただし細かい部分については、今後検討しなければいけない内容もあると考えております。例えば、農業用として季節的に地下水を利用される場合をどう扱うのか？あるいは、年間を平均すればわずかな量しか使わないといったケースも想定されますので、取扱いを検討します。」

委員

「事前影響調査では72時間の継続取水調査をすると説明いただきましたが？どの程度の水を取水して影響をみるのでしょうか？」

委員

「取水の量については、その方がどの程度の地下水を必要としているかにもよりますので、実際予定している最大の取水量で行うよう72時間の継続取水調査を考えております。また、その方が実際取水時間を8時間かけて行うのか、あるいは一日をかけて取水するのか、実際取水を行う時間に合せて影響調査を行うことも必要だと思います。」

委員

「今までの自然環境保全条例において、井戸に関する申請書の提出あるいは、届出の提出はありましたか？」

事務局

「自然環境保全条例に関して、過去の申請はありませんでした。」

事務局

「今後検討しないといけない内容としてお諮りしますが、採取量が10～100 m³の方に関しまして『要件として半径300m以上離れていること』、というのが今考えている許可の条件ですが、周辺の井戸へ及ぶ影響があるか否かは、現在関係ないこととなっています。そのため、半径300m以内に既存の井戸があった場合には、新たな井戸が設置できないこととなり、大変厳しい内容となっておりますので、調整が必要と考えております。もう一点は、要件である事前影響調査をどのタイミングで行ってもらおうのか、についてです。具体的には、井戸設置許可の申請が提出される時点で、すでに事前の影響調査が終わってなければいけないのか？それとも今後調査を行ってもらうことを約束して許可を出すのか、時間的な流れがとても大切になってくると思います。」

委員長

「事務局では採取量が 10～100 m³の少ない方に関して、多額の費用がかかってしまうことから、事業者の経済活動が制約されてしまうことを懸念して、事前影響調査を許可の条件から外しているようですね。しかしながら、現行の案では 300m以内には新規井戸の設置ができないという厳しい内容ですね。平等の原則や他とのバランスを考えないといけないと思います。」

委員

「影響調査とは具体的にどんなことをやっていただくのでしょうか？また、調査費用については、いくらぐらいかかるものなのでしょうか？」

事務局

「具体的には 72 時間の連続揚水試験を行い、周辺井戸への影響について調査いただくことを考えています。費用につきましては、電気探索による調査で 50 万円くらいかかるものと考えており、その他にボーリング調査が別に必要になります。」

委員

「半径 300m以上離れていて、なおかつ周辺既存井戸に影響がないことが必要なのでしょうか？」

事務局

「あくまで、半径 300m以内の既存井戸の影響調査を行っていただければいいと考えております。」

委員

「水質調査の報告は 28 項目で考えているようですが、調査によって水の汚染が発覚した場合、汚染された水に対するチェック内容をどう考えていますか？」

委員

「地下水の使用にもよりますが、例えばくみ上げた地下水をトイレに使う場合や庭の散水に使う場合には、水質の基準値を超えても大きな問題にはならないと思います。飲料用に使う水ということになれば、基準値を超えてしまっては適さないと考えます。」

委員

「最初に戻ってしまいましたが、水質の監視やモニタリングについては、行政が行うべき

内容だと考えますが？」

事務局

「本条例は、佐久地域でも外国資本等による森林買収が報道され、私達の生命に欠かすことのできない地下水等の水資源の減少や枯渇が懸念される中、地域共有の財産である水資源を様々な脅威から守り、将来に確実に継承していくため、早急な対策が必要となります。このことから、水質の規制に主眼を置いているものではなく、水の取水行為に対して、特化した条例でありますので、ご理解をいただきたいと思います。」

委員

「井戸設置の許可を受けてから、地下水採取の許可までの有効期間を5年間と定めているようですが、その根拠は？」

事務局

「地下水を利用する新規会社が進出してきた場合、およそ用地の取得から実際の創業開始まで5年くらいかかると考えられますので、有効期間5年間を一つの目安として設定しました。」

委員

「市内で大量の地下水をくみ上げ、農業を行っているところがありますか？」

事務局

「望月の長者原は、有数の野菜の産地となっており、ここではJA佐久浅間が主体に地下水をくみ上げ、大容量のタンクに貯蔵し、それを生産者の方が共有して利用しています。」

委員

「モニタリングの報告のうち水質には、触れていないのでしょうか？」

事務局

「地下水採取の許可条件の中で、報告していただく内容となります。また、報告については一年に一度お願いすること、としています。」

委員

『地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与』というところですが、『地下水の減少、枯渇等』とまとめられておりますが、先ほどから水質の問題は大変大切であるということからも、『地下水の減少、枯渇、水質の汚染等』と、まとめたほうがいいのではないのでしょうか？」

事務局

「修正させていただきます。」

委員長

「500 m³以上のくみ上げを許可することにより、全体に影響が出てしまった場合、市としてどう考えていますか？」

事務局

「現在、佐久地域にどれだけの地下水が存在しているのか分かっていない状況であります。今後、中屋委員長にも地下水の調査協力をお願いする中で、市は地下水賦存量の把握に努めていきたいと思っております。その結果も踏まえたうえで、地下水全体に減少が見られた場合、どれだけの量の取水に対して、どれだけの量の減水をお願いしていくのか等、これから検討していきます。」

「それと、今後整理しなければいけない課題ですが、周辺の既存井戸に影響を及ぼさない場合、または300m以上既存の井戸から距離が離れている場合には、井戸の設置が原則許可になることとなります。例えば、山林の中で地下水を採取した場合、周辺にはたいがい井戸はありませんし、また影響を計るための観測井戸もありませんので、申請があれば許可になると思っております。（今問題となっております一つには、水源地周辺を含んだ、所有者不明の管理地である山林等の買収というケースであります。）山の中の採取行為に対しても検討していきます。」

委員

「参考までに聞かせていただきたいのですが、本条例が施行されますと、内容的に佐久市のは他市町村と比較して厳しい内容になるのですか？」

事務局

「地下水の保全については、条例整備が他の市町村でも進められております。昨年の6月には北海道ニセコ町でも同様の条例が制定され、内容については、既得権者にも一定の制限をお願いしておりますし、規則違反による罰金についても当市と同じ額になっております。」

また、水で有名な富士吉田市でも同じような条例が制定されております。なお、山梨県の忍野村の条例内容については、飲料水メーカーが新規に参入し、外へ持ち出すことをいっさい許していない、といった非常に厳しい内容となっております。」

(2) その他

事務局

「ご指摘のありました内容については、整理させていただきます。

今後の研究検討委員会の予定につきましては、条例制定を6月に予定し、7月中には水資源保全に係る講演会を実施したいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、24年度も同じメンバーで引き続きよろしく申し上げます。」

5 閉 会（15時15分）